

仕 様 書

1 件名

使用済みGIGAスクール端末等の引渡し

2 目的

GIGAスクール構想の下で整備された端末（以下「GIGAスクール端末」という）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれていることから、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再資源化を推進することを目的とする。

3 内容

本市の教育現場で使用していたGIGAスクール端末等について、買取り費用を本市に支払い、8の(1)に定める引渡し場所から回収するものである。

あわせて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定を受けた者の再資源化事業計画（以下「認定計画」という。）に従って回収したGIGAスクール端末等を再資源化するとともに、GIGAスクール端末を10で定める処分方法で確実に実行するものである。

4 契約方法

総価による売払契約（引渡し数量に基づく総額による売払契約）

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

6 引渡し対象品

(1) GIGAスクール端末

ア 品名等 Dynabook 株式会社 K50GIGA パック

イ サイズ (幅)約 249.0mm×(奥行)約 186.7mm ※キーボードドック接続時

ウ 重さ 約 1,180g ※キーボードドック接続時

(2) GIGAスクール端末の付属品

ア 品名 ACアダプタ

イ 重さ 約 200g

7 引渡し数量

(1) GIGAスクール端末 20,223 台

(2) GIGAスクール端末の付属品 20,223 個

8 引渡し場所等

(1) 引渡し場所

旧下北手中学校（秋田市下北手松崎字走り崎 14 番地）

(2) 搬出回数

引渡し場所からの搬出については、本市担当者立会いのもと行うため、搬出回数は8回以内とする。

(3) 引渡し開始時期

引渡し開始時期は、12 で定める代金の支払い後、令和7年11月からを予定している。ただし、新しいGIGAスクール端末の納入業者が令和8年3月6日を期限として各学校に順次納入する際に、本件に係るGIGAスクール端末等を回収することになっており、その進捗状況等により引渡し開始時期に遅れが生じる場合もあることに留意すること。

9 引渡しの方法

(1) 梱包資材の事前準備

受注者は、GIGAスクール端末等の教育現場からの搬出を容易にするため段ボール等の梱包資材をあらかじめ準備し、本市が指定する日時に配達すること。なお、配達先は本市が指定する場所1箇所とする。

(2) 引渡日時の決定等

GIGA スクール端末等を引き渡す日時等については、本市と協議のうえ、本市の承諾を得ること。受注者は、その内容に基づき、車両や作業人員を手配すること。

なお、車両については、落下や飛散等する恐れのないものを手配すること。

(3) 搬出作業

引渡し時には、本市担当者立会いのもと、搬出台数を確認したうえで受注者が車両へ積込作業を行い、搬出するものとする。

(4) 受領書の提出

搬出後、速やかに本市に対し、搬出数量を記載した「引渡し品受領書」を提出すること。なお、引渡し対象品の所有権は、当該受領書を本市が受理したときをもって本市から受注者に移るものとする。

10 処分方法

受注者は、回収したGIGAスクール端末には使用していた児童生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあることから、次のとおり処分を実施すること。

(1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者の認定計画に準拠した方法で処分（再資源化）を実施すること。

(2) GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正

防止策（記憶媒体等の持ち込みや持ち出し等を防止する方法、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保および不正防止に必要な処置を講ずること。

- (3) 処分に当たっては、データの復元が不可能な状態まで記憶媒体を物理的に破壊（粉砕処理）すること。破壊に当たっては、端末を 50mm 以下まで破砕し、かつ実装される IC チップ等は 2mm 程度に粉砕された状態になるようにすること。
- (4) 物理破壊（粉砕処理）完了後、搬出時の台数と破壊時の台数について整合が取れる資料を添付した物理破壊証明書を発行し、本市が作業の完了を確認できるようにすること。また、物理破壊の内容を本業務完了から 5 年間保管し、本市の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

11 費用負担

本仕様書に基づく引渡しに係る経費は、全て受注者の負担とする。

12 代金の支払い

契約締結後、本市の指定する方法により、指定された期日までに納付するものとする。引渡しは、代金を納付した後に行うものとする。

13 留意事項

- (1) 本市担当者と連絡を密にすること。
- (2) 搬出等の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合には、本市の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において対応すること。
- (3) 本件では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、本件の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、個人情報の保護に努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定することとする。